

平成 29 年 9 月

貸 金 業 関 係 資 料 集

本資料は、各財務（支）局・都道府県からの提出資料及び貸金業者から貸金業法第 24 条の 6 の 10 に基づき提出を受けた業務報告書等をもとに集計した貸金業関係の資料（全国ベース）である。

なお、各貸付残高は、億円未満を切り捨てて記載している。